

久喜市告示第183号

久喜市自転車等放置防止条例（平成22年久喜市条例第192号）第10条第1項及び第4項の規定により自転車等を撤去し保管したので、同条例第11条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月22日

久喜市長 梅 田 修 一

記

告示事項 別紙のとおり

